

幼保連携型認定こども園設置者様・園長様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

**まん延防止等重点措置期間の延長（令和3年6月21日から7月11日）における
幼保連携型認定こども園の対応について（依頼）**

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、まん延防止等重点措置が発令されている中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年6月17日付で政府による「まん延防止等重点措置」が延長され、対象期間は令和3年7月11日までとされました。

そのため、本市における幼保連携型認定こども園の対応については、令和3年4月19日付の通知（「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の対応について」（令和3年4月19日 こ子第271号））で示した取り扱いを、7月11日まで継続することとします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

【保育利用（2号・3号）の児童について】

本市における保育所等の対応については、令和3年4月19日付の通知（「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の対応について」（令和3年4月19日 こ子第271号））で示した取り扱いを、7月11日まで継続することとしますので、保育利用の児童に対する保育の提供をお願いします。

【教育利用（1号）の児童について】

文部科学省からは、学校等の教育活動の継続や地域一斉の臨時休業は避けること、幼稚園を臨時休業とする場合も預かり保育を縮小して実施すること等が求められていること、厚生労働省からは、保育所等について原則開所を求めていること等を踏まえ、幼保連携型認定こども園としての対応をお願いする旨が、前回の緊急事態宣言の時にも内閣府から示されています。

各施設におかれましては、これらの趣旨を踏まえて、保育の必要な児童に対しては保育の提供をお願いします。

また、教育利用部分については、設置者として新型コロナウイルス感染症への対応を御検討いただき、必要に応じて保護者に対してお知らせいただくようお願いいたします。

このことに伴い、各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等についても、令和3年4月19日付の通知（「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の対応について」（令和3年4月19日 こ子第271号））で示した取り扱いを、7月11日まで継続することとします。

○添付資料

保護者の皆様への配布資料

- ・「まん延防止等重点措置期間の延長（令和3年6月21日から7月11日）における幼保連携型認定こども園の利用について」

○参考資料（市ホームページに掲載していますので、適宜御確認ください。）

- ・まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の対応について（令和3年4月19日 こ子第271号）

※市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>

子育て支援課事業調整係	【全体調整】671-4157
子育て支援課地域子育て支援担当	【地域子育て支援事業】671-4157
子育て支援課人材育成係	【研修】 【感染症】671-2397
子育て支援課市立保育所係	【給食】671-2396
保育・教育運営課	【園児の預かり】 【横浜保育室】671-3564 【行事等】 【一時保育事業】671-3564
保育・教育給付課	【給付費・委託費】671-0202/0204
保育・教育認定課	【利用料】671-0255
保育対策課	【年度限定保育事業】671-4469

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置期間の延長（令和3年6月21日から7月11日）における 幼保連携型認定こども園の利用について

日頃より、保護者の皆様には、幼保連携型認定こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

令和3年6月17日付で政府による「まん延防止等重点措置」の対象期間が、令和3年7月11日まで延長されました。

そのため、本市における幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、令和3年4月19日付で保護者の皆様にお知らせした「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の利用について（令和3年4月19日 子第271号）」の取り扱いを令和3年7月11日まで継続することとします。

引き続き、本市からの登園自粛要請は行わず、利用料や幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用に関する対応内容に変更はありませんが、幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、以下のとおり継続の取扱いとなりますので、よろしく申し上げます。また、施設に対しても、改めて必要な時間の保育を提供していただくように依頼しています。

1 幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用にあたってのお願い

幼保連携型認定こども園における保育利用は、日頃からお願いしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での幼保連携型認定こども園のご利用をお願いします。

（利用にあたってのお願い）

- ・仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園における保育利用もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

2 その他

- (1) 本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年6月21日から7月11日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

- (2) 園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

FAX : 664-5479

【保育利用について】

671-3564

保育・教育認定課

【利用料について】

671-0255

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置期間の延長（令和3年6月21日から7月11日）における 幼保連携型認定こども園の利用について

日頃より、保護者の皆様には、幼保連携型認定こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

令和3年6月17日付で政府による「まん延防止等重点措置」の対象期間が、令和3年7月11日まで延長されました。

そのため、本市における幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、令和3年4月19日付で保護者の皆様にお知らせした「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の利用について（令和3年4月19日 子第271号）」の取り扱いを令和3年7月11日まで継続することとします。

引き続き、本市からの登園自粛要請は行わず、利用料や幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用に関する対応内容に変更はありませんが、幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、以下のとおり継続の取扱いとなりますので、よろしくお願ひします。また、施設に対しても、改めて必要な時間の保育を提供していただくように依頼しています。

1 幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用にあたってのお願い

幼保連携型認定こども園における保育利用は、日頃からお願ひしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での幼保連携型認定こども園のご利用をお願ひします。

（利用にあたってのお願い）

- ・仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園における保育利用もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願ひしています。

2 その他

（1）本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年6月21日から7月11日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

（2）園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課 FAX：664-5479

【保育利用について】 671-3564

保育・教育認定課

【利用料について】 671-0255